

平成 21 年度運輸安全マネジメント報告書



全但バス株式会社

平成 21 年度運輸安全マネジメント報告書

全但バス株式会社

1. はじめに

当社は、今年で創業して93年を迎えるにあたり本年1月1日より企業理念を新たに刷新し、全但バスグループ企業理念「地域貢献・未来創造 ～笑顔と信頼で地域を結ぶ～」としました。私たち全但バスグループの歴史が地域との結びつきの中で育まれたものであることを改めて認識し、これからも地域に感謝し、社業を通じて地域の繁栄、地域の活性化に貢献し、輝かしい未来を創造していこうという思いと決意をこめたものです。

しかし、これらの理念を達成するためにもすべては「お客様の安全輸送」を最優先にし、安全輸送を成し遂げた上での事であります。

私たち、全但バスグループでは、本年より『安全輸送は我社の最大の責務』を安全方針として、お客様の安全を確保・実践するため、私自身が先頭に立ち、あらゆる取り組みをしております。

全但バス株式会社

取締役社長 桐 山 徹 郎

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

[基本的な方針]

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全を確保するため、輸送の安全に関する方針を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなどの現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、その結果を踏まえ安全対策を不断に見直しを行う。交通安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

全但バス 安全方針

『安全輸送は 我社の最大の責務』

[全但バス 安全の関する重点施策]

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況(平成 21 年度)

平成 21 年度に設定した全但バス株式会社の目標及び達成状況です。

全体目標	達成状況
①飲酒運転の撲滅	0件
②死亡事故・重大事故ゼロ	死亡事故・・・0件 重大事故・・・1件(車内転倒)
③有責事故件数の対前年度20%減少	有責事故発生件数・・・24件 (対前年度 29 件 対前年度比 83%)

4. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計(平成 21 年度)

平成 21 年度(4 月 1 日～3 月 31 日)の期間中における事故件数は下記のとおりです。

	件数
車内転倒	1件

5. 安全管理規程及び安全統括管理者

- ① 安全統括管理者 田 中 優 取締役
- ② 安全管理規程 「別紙1 安全管理規程」参照

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

「別紙2 運輸安全マネジメント組織図」参照

7. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全確保の為、策定した計画及び実施状況については「別紙3 平成 21 年度運輸の安全に関する教育及び研修の計画・点検結果」のとおりです

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全確保の為、全社員が取り組んでいる様々な取り組みについては下記のとおりです。

取り組み一覧	時期
全国交通安全運動	春・秋
交通事故防止運動	夏・年末
車内事故防止キャンペーン	夏
飲酒運転防止週間	随時
年末年始の輸送等に関する安全総点検	年末・年始
各地における交通立番	適宜
その他 自社キャンペーン	適宜

- * 交通安全運動・自社独自キャンペーン等では全社員が「交通安全運動」ワッペンを着用・各営業所では立て看板・懸垂幕などを掲示し意識の向上を図っております。



「着用ワッペン」

全但バスは、すべてのお客様の安全を最優先に「安全で快適なサービスの提供」を目指し、今後も社員一同取り組んでまいります。

全但バス株式会社

社 員 一 同

別紙1

安 全 管 理 規 定

全 但 バ ス 株 式 会 社

全但バス株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第二十二条及び第二十二条の二第二項の規定及び国土交通省から公表された「輸送の安全一括法に規定する安全管理に係わるガイドラインの手引き」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適応範囲)

第二条 本規定は、当社の一般旅客輸送事業に係る業務活動に適応する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全を確保するため、輸送の安全に関する方針(以下「安全方針」という。)を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

【安全方針】

『安全輸送は我社の最大の責務』

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、その結果を踏まえ安全対策を不断に見直しを行う。

交通安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 全但バス株式会社及び傘下のグループ企業が密接に協力することにより安全向上に努める等、一丸となって安全性の向上に努める。
 - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長(経営トップ)は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、社員(運転者を含む。以下同じ)に対し、法令関係等の厳守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を、自ら及び安全統括責任者を通じて、徹底すること。
- 3 経営トップは、輸送の安全に関する方針の策定及び重点施策、目標・計画の策定に自主的に関与すること。
- 4 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 5 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 6 取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 「事故防止委員会」の設置

第四条の安全方針に基づく目標の策定及び必要な計画の作成等その他安全に関する事項を検討すると共に、その実施状況の点検及び見直し等を行う。

- 3 営業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所所長を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむをえない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び該当目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれをふまえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために高じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

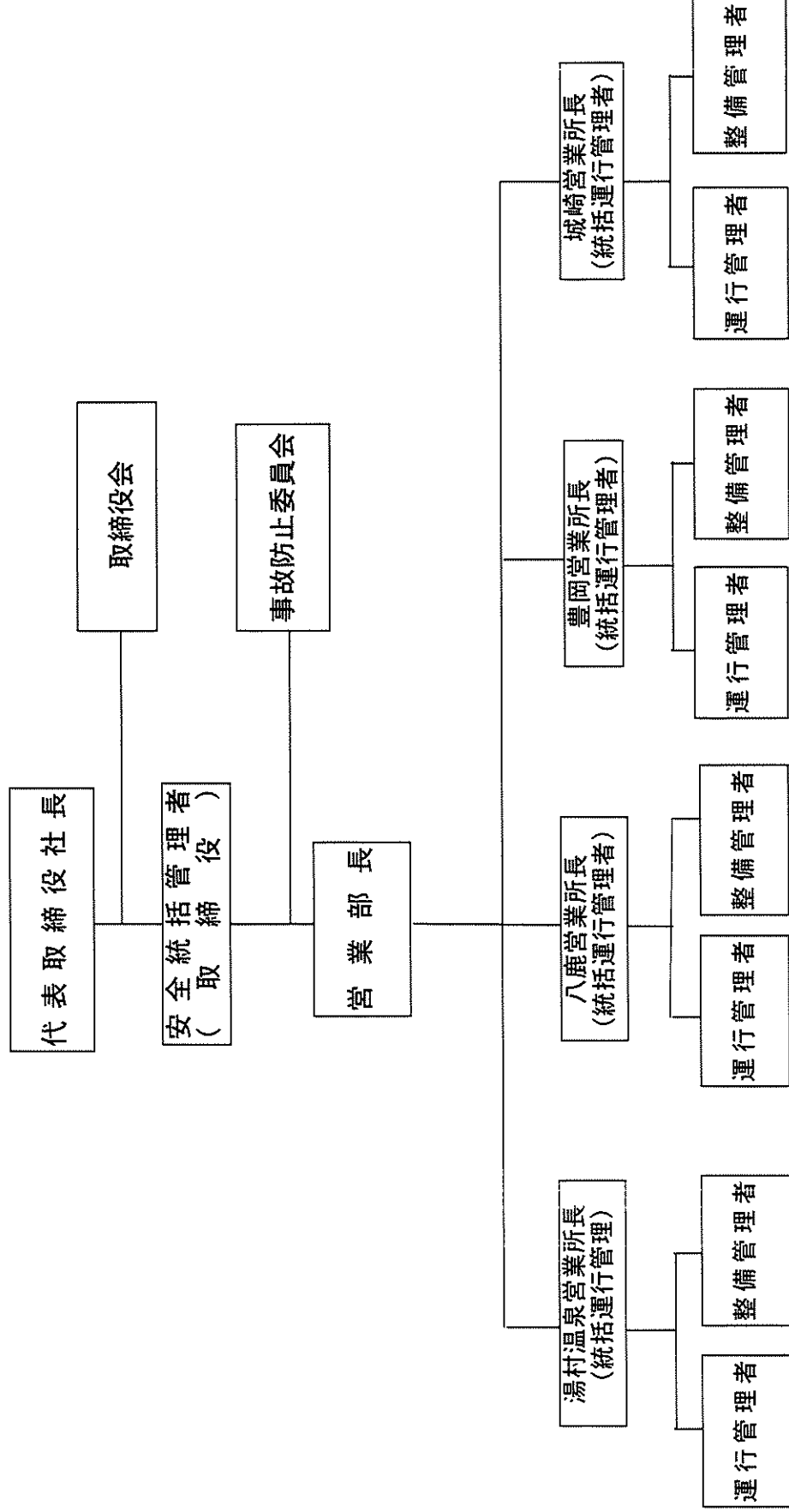
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

この規定は、平成22年4月1日より実施する。

運輸安全マネジメント組織図

全但バス株式会社



平成21年度 運輸の安全に関する教育及び研修の計画(点検結果)

全但バス株式会社

項目	内容	点検結果
指導・教育に関する研修・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者会議 ・ 乗務員研修会の実施 ・ 事故防止委員会の開催 ・ 運行管理者基礎講習の受講 ・ 運行管理者一般講習の受講 ・ 安全運転研修の参加 ・ 新人乗務員訓練 	<p>毎月1回開催 年2回開催 (9/5 30名参加・3/20 22名参加) 年2回開催</p> <p>6月に2名を受講させた。 28名を受講させた 安全研修センター「クレフィール湖東(滋賀県)で研修を実施 7月・8月・12月に各4名12名の受講</p>
営業所での個別指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員個別への指導及びカウンセンシングの実施 ・ 添乗指導 	<p>有責事故起因者に対し各営業所の運行管理者により実施 各営業所管理職を中心に適宜実施した。</p>
安全対策設備の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライブレコーダーの試験導入 ・ 出先車庫におけるテレビ電話設備の試験導入 	<p>試験導入できず、次年度に繰り越した。 一部営業所において導入済み</p>
役員の現場巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長・役員の営業所巡視 	<p>10月に実施した。</p>